

令和7年度

会員加入のお願い



みなさまからいただいた貴重な会費が
本会の地域福祉活動や事業を支えています



社会福祉協議会(略称:社協)とは?

誰でも困った時には助け合えるお互いの地域の実現を目指して、住民のみなさん、社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加と協働によって、様々な地域福祉活動を行う民間の社会福祉団体です。

社協会員とは?

社協の目的や事業内容などをご理解いただき、地域福祉活動や事業を財源的に支えていただく方々のことです。

社協会員となって会費を納めていただくことで、間接的に地域福祉活動に参加していただくという意味もあります。

なぜ会費が必要なの?

様々な困りごとの中には、既存の福祉制度やサービスでは対応できない場合があります。社協は、そんな状況を支えるための活動や事業を推進しており、会員のみなさまから頂戴する会費は、その貴重な財源となります。

加入は強制なの?

加入は強制ではなく任意です。

会員の種別

- 一般会員
- 法人・団体会員

会費額

いずれも一口

1,000円 年額

入会方法のご案内

社協窓口にお越しただいての入会

入会申込書をご記入いただき、会費をお支払いください。



集金を希望されての入会

本会までご連絡いたします。職員がご自宅を訪問いたしますので、会費をお支払いください。



本会ホームページからの入会

ホームページの「応援していただける方」をクリックし、社協会員の募集および会費の受付をクリックすると、申込フォームが出ます。そのフォームに申込日、住所、お名前、E-mail、電話番号等を入力いただきご送信ください。こちらから会費の送金方法等についてご連絡させていただきます。

お申込フォームはコチラ▶



市民のみなさんの

困りごとの相談に対応しています

本会は、市民の方からの相談属性に捉われない様々な困りごとを6つのセンターで受け止め、ご本人やご家族と一緒に考え、寄り添いながら解決を目指しています。

また、その事柄を個の問題として終わらせず、地域の問題ととらえなおしていくために「弧から個へ、個から地域へ」を活動の展開方法として掲げて、誰でも困ったときには助け合える「お互い様」の地域づくりを推進しています。



▼ 困りごとの相談は各センターをご活用ください ▼

かま生活支援・相談センター (コミュニティワークセンター)

地域福祉活動を推進する事業のほか、暮らしの中の様々な相談に対応しています。

生活支援体制整備事業 協議体の様子▶



実施事業

広報紙「えがお」の発行、もしもの時に備えるためのあんしんカードの拡充、ふれあい・いきいきサロンの拡充・活動支援、生活支援体制整備事業の推進など

かま自立相談支援センター

経済的困窮や仕事探し、借金の返済、家計の見直しなどの相談に対応しています。

かま自立相談支援センター▶



実施事業

自立相談支援事業、関係機関との連携、家計改善支援事業、フードバンク事業、生活福祉資金貸付事業、無料職業紹介事業など

かま終活サポートセンター

身寄りがなく、老後の生活や亡くなった後の事に不安を抱えている方からの相談に対応しています。

終活相談会の様子▶



事業内容

終活に関する啓発及び相談、司法書士会と連携した終活相談会の開催、かま老後の安心サポート事業(任意後見移行型)による支援など

かまボランティア・市民活動センター

市民の方々からのボランティア活動や市民活動に関する相談に対応しています。

かまボランティア運営委員会の様子▶



実施事業

ボランティア・市民活動に関する相談対応、かまボランティア運営委員会の開催、本市で災害が発生した際の災害ボランティアセンターの立ち上げなど

かま権利擁護センター

福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、成年後見制度の利用などの相談に対応しています。

実施事業

日常生活自立支援事業の推進、本会独自の地域福祉権利擁護事業及び権利擁護支援の実施、法人後見の実施及び受任、成年後見制度の利用に関する相談及び利用支援など

かまひきこもり相談センター

ご本人やご家族からのひきこもりの相談に対応しています。

実施事業

SNSによる相談窓口の開設、ひきこもり相談及び訪問活動、フリースペース・家族会の開催など

メール kizuna@kama-shakyo.com
LINE ほっとルーム(嘉麻市社協)

